



COP19 へ向けて～今年2度目の国連気候変動会議～

6月3日から14日まで、ドイツ・ボンで今年2度目の「行動強化のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会 (ADP)」が開催されました。今回は、毎年この時期に開催されている、「実施に関する補助機関 (SBI)」、「科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA)」の2つの補助機関会合との同時開催です。会議には、政府代表団約1,480名、NGO などオブザーバー約900名、メディア約30名が参加しました。ADPは9月にも開催が予定されていましたが予算が確保できず、開催は見送られました。

ADPとは

ADPは、2020年以降の削減・抑制目標と制度枠組みを交渉する場として、2011年COP17で設置が決まり、2012年から交渉がスタートしています。この2020年以降の目標と枠組みについては、遅くとも2015年までに合意することになっています。ADPは、この2015年に合意する内容(「2015年合意」と呼ばれる)を議論するワークストリーム1と「2020年までの排出削減・抑制目標引き上げ」を議論するワークストリーム2の、大きく2つに分かれて交渉が進められています。

前回同様、今回もラウンドテーブルとワークショップというインフォーマルな形式で開催され、各国から意見表明がありました。

ワークストリーム1：「2015年合意」

「2015年合意」に含まれる構成要素は何かについての議論では、緩和(温室効果ガス排出削減)と適応(温暖化の悪影響への対応)の2つが中心に据えられるべきという認識で、多くの国が一致してきたように思われます。緩和、適応以外の要素、たとえば、能力構築(キャパシティ・ビルディング)、資金、技術、損失と損害(loss and damage)などが新しい枠組みのなかでどのように扱われるか、また、衡平性(共通だが差異ある責任)や透明性などについてもまだこれからの議論を待たなければなりません。また、今回新たに ex ante clarity(「事前の確かさ」)について支持を表明する国が一定数みられました。ex ante clarityとは、今年3



会議場内の様子

月にアメリカが提出したサブミッションのなかにあるもので、次のように述べられています：まず各国が自国の事情を反映させた貢献案(アメリカは commitment(約束)ではなく contribution(貢献)という言葉を意図的に用いています)を策定して提示し、一定の期間を設けて各国がお互いにその提案の内容を精査して、範囲、タイミング、厳格さ、前提などについて ex ante clarity をもたせ、結果として野心レベルが引き上げられていくようにするというものです。

ワークストリーム2：「2020年までの排出削減目標引き上げ」

ワークストリーム2では、「2℃目標のために必要とされる排出削減量と、各国の排出削減目標・行動の目標との間にある乖離^{*1}を埋めるため、2020年を待たずに今から各国の削減目標をどうやって引き上げるか」について話し合われています。今会合では、炭素回収・貯留技術(CCS)^{*2}、HFC^{*3}対策、化石燃料補助金の段階的廃止などの個別テーマについての意見が出されました。前回 AOSIS(小島嶼国連合)から出

*1 2℃未満目標に必要な削減量との間に80億～120億トンの乖離があるため、ギガ(10億)トン・ギャップと呼ばれます。

された、再生可能エネルギーやエネルギー効率の分野(省エネ)から動きを作っていくというペーパーに関して、一定の理解と支持が進みました。

ADP で決まったこと

主な内容は次のとおりです：

- 2014 年は SBI/SBSTA および COP/CMP とともに開催される会合に加えて最低でも 1 回は会合をもつ。追加セッションが必要かはさらに検討する
- 各国に両ワークストリームについて意見を提出するよう求める(締切 9 月 1 日)
- 次の共同議長に、各国およびオブザーバーからの意見に基づき、2013 年 11 月の ADP でバランスのとれた、焦点を絞った、そしてよりフォーマルな形式を提案するよう求める
- 事務局は緩和と適応に関するテクニカルペーパーをまとめ、ADP の作業をインプットする(締切 10 月 30 日)

2つの補助機関会合：SBI と SBSTA

SBI と SBSTA は、ADP に比べると、その名のとおりに「補助機関」としてやや実務的な内容を取り扱う機関です。

今回、SBI は初日、開始から 1 時間もたたないうちに議題採択で紛糾してしまいました。その原因を作ったのは、ロシア、ベラルーシ、ウクライナの 3 カ国で、この 3 カ国が SBI の議題に「COP および CMP の意思決定に関する手続きおよび法的問題」という議題を入れるように強硬に主張して譲らなかったためです。COP などの決議は、国連の慣習であるコンセンサス方式によっていますが、COP18 閉会総会でロシアが「異議」を表明したにも拘わらず、議長がこれを無視して強引に採択してしまったことが、こうした主張の根拠となっているようです。しかし、そもそも COP18 でロシアなどが

「異議」を出した背景には、余剰排出割当量の繰り越しを制限する内容が含まれていることを不服としたからであると言われており、その動機に正当性はなく、ロシアなどに賛同する国はなく、結果として SBI は議題を採択できず、何もできないまま 2 週間を終えてしまいました。一方、SBSTA は、SBI とは対照的に比較的スムーズに交渉が進みました。



会議 2 日目、「SBI の議題変更を主張し、交渉開始を妨げている」としてロシアに化石賞が贈られました。

COP19 へ向けて

ADP は今年 2 度にわたるインフォーマルな形式での会合を通じて、各国から活発に意見が出され、具体的に排出削減目標を出す時期などについての発言もみられるようになってきたことは、交渉の下地が整ってきたとして評価できます。ADP では、2015 年合意の法的文書案を用意する期限は遅くとも 2015 年 5 月とされており、それまでに開かれる COP は、今年 11 月にポーランドで開催される COP19 と来年の COP20 の 2 回しかありません。今年の COP19 はその後の交渉の行方を左右する大切な会議となります。日本は COP18 以来、「手ぶら」で国際交渉に臨んできました。2℃目標を達成するため、日本は、2020 年 25%削減目標を維持し、さらに資金や技術などで交渉を進展させるための貢献が期待されています。

土田 道代 (CASA スタッフ)

*2 炭素回収・貯留技術 (CCS) とは、工場や火力発電所などから排出された二酸化炭素 (CO₂) を回収して貯留し、長期間大気中から隔離するもの。そもそもエネルギー消費を減らす対策ではないため、CO₂ の排出量そのものの削減にはなりません。

*3 HFC のなかには、CO₂ の 1,000 倍から約 1 万 5,000 倍の強力な温室効果をもつものがあり、京都議定書のもとで削減の対象となっていますが、議定書は附属書 I 国を対象とするのみであり、途上国には削減義務はありません。